

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2012年（平成24年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼藤が谷三丁目7365番52地先		5.0	34.8
	884号線	鵜沼藤が谷三丁目7365番52地先			
2	鵜沼	鵜沼松が岡三丁目6691番62地先		4.5	57.0
	885号線	鵜沼松が岡三丁目6691番57地先			
3	辻堂	辻堂太平台一丁目9番75地先		6.0	27.7
	576号線	辻堂太平台一丁目9番72地先			
4	村岡	村岡東三丁目28番8地先		4.0	39.4
	472号線	村岡東三丁目28番12地先			
5	藤沢	藤沢三丁目6318番11地先		5.0	34.8
	736号線	藤沢三丁目6318番14地先			
6	明治	羽鳥四丁目568番2地先		4.5	21.2
	474号線	羽鳥四丁目567番4地先			
7	明治	羽鳥四丁目998番7地先		4.5	40.5
	475号線	羽鳥四丁目998番16地先			

8	善行	本藤沢六丁目4362番地先	5.0	90.5
	605号線	本藤沢六丁目4356番13地先		
9	善行	本藤沢六丁目4356番15地先	1.8	67.0
	606号線	本藤沢六丁目4370番3地先		
10	六会	石川字鍛冶山143番11地先	4.5	39.7
	857号線	石川字鍛冶山143番5地先		
11	六会	石川六丁目23番41地先	4.5	34.8
	858号線	石川六丁目23番12地先		
12	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3550番9地先	8.0	544.1
	341号線	遠藤字菖蒲沢境3645番12地先		
13	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3554番1地先	6.0	117.2
	342号線	遠藤字菖蒲沢境3550番10地先		
14	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3589番8地先	6.0	181.0
	343号線	遠藤字菖蒲沢境3600番1地先		
15	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3652番地先	6.0	146.6
	344号線	遠藤字菖蒲沢境3600番12地先		
16	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3658番1地先	6.0	53.1
	345号線	遠藤字菖蒲沢境3581番15地先		
17	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3663番1地先	6.0	170.0
	346号線	遠藤字菖蒲沢境3658番1地先		
18	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3645番1地先	6.0	281.7
	347号線	遠藤字菖蒲沢境3652番地先		
19	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3590番19地先	6.0	249.6
	348号線	遠藤字菖蒲沢境3637番1地先		

20	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3607番11地先	5.0 ～ 6.0	478.3
	349号線	遠藤字菖蒲沢境3588番9地先		
21	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3634番19地先	6.0	236.4
	350号線	遠藤字菖蒲沢境3641番1地先		
22	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3621番21地先	6.0	104.1
	351号線	遠藤字菖蒲沢境3639番7地先		
23	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3606番12地先	6.0	60.6
	352号線	遠藤字菖蒲沢境3607番1地先		
24	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3555番1地先	5.0	74.4
	353号線	遠藤字菖蒲沢境3554番7地先		
25	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3569番1地先	5.0	109.0
	354号線	遠藤字菖蒲沢境3556番22地先		
26	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3556番12地先	4.5 ～ 5.0	150.7
	355号線	遠藤字菖蒲沢境3585番1地先		
27	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3660番1地先	5.0	62.1
	356号線	遠藤字菖蒲沢境3659番9地先		
28	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3656番1地先	5.0	106.4
	357号線	遠藤字菖蒲沢境3655番1地先		
29	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3646番1地先	5.0	319.1
	358号線	遠藤字菖蒲沢境3601番4地先		
30	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3662番10地先	5.0	123.9
	359号線	遠藤字菖蒲沢境3663番1地先		
31	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3636番14地先	4.0 ～ 5.0	227.2
	360号線	遠藤字菖蒲沢境3638番1地先		

3 2	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 6 4 0 番 1 地先	5.0	65.1
	3 6 1 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 6 4 1 番 4 地先		
3 3	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 6 3 9 番 1 2 地先	5.0	116.1
	3 6 2 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 6 4 0 番 1 地先		
3 4	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 6 0 9 番 6 地先	5.0	77.8
	3 6 3 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 6 2 1 番 1 0 地先		
3 5	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 5 4 8 番 3 地先	4.5	36.5
	3 6 4 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 5 5 0 番 1 地先		
3 6	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 5 8 8 番 2 8 地先	4.5	53.5
	3 6 5 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 5 8 5 番 3 地先		
3 7	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 6 4 1 番 9 地先	4.5	63.9
	3 6 6 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 6 4 2 番 地先		
3 8	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 6 0 3 番 7 地先	4.2	60.1
	3 6 7 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 6 3 6 番 3 地先		
3 9	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 5 8 1 番 1 地先	4.0	41.8
	3 6 8 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 5 5 5 番 1 6 地先		
4 0	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 6 6 1 番 9 地先	4.0	25.5
	3 6 9 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 6 6 2 番 1 地先		
4 1	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 6 3 7 番 1 0 地先	4.0 ～ 5.0	80.3
	3 7 0 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 6 3 4 番 3 1 地先		
4 2	遠藤	遠藤字菖蒲沢境 3 6 2 4 番 3 地先	4.0	73.1
	3 7 1 号線	遠藤字菖蒲沢境 3 6 2 1 番 2 地先		
4 3	長後	長後字天神添 1 4 3 2 番 1 4 9 地先	4.5	48.7
	8 9 4 号線	長後字天神添 1 4 3 2 番 1 4 8 地先		

44	長後	高倉字滝ノ上2494番1地先	4.6	40.3
	895号線	高倉字滝ノ上2494番33地先		
45	御所見	宮原字東原3638番1地先	4.0	26.3
	1075号線	宮原字東原3639番4地先		
46	村岡東1号	村岡東三丁目28番16地先	2.1	26.2
	歩行者専用道	村岡東三丁目28番6地先		
47	遠藤1号	遠藤字菖蒲沢境3659番3地先	4.0	36.8
	歩行者専用道	遠藤字菖蒲沢境3658番6地先		
48	遠藤2号	遠藤字菖蒲沢境3657番10地先	4.0	22.3
	歩行者専用道	遠藤字菖蒲沢境3661番3地先		
49	遠藤3号	遠藤字菖蒲沢境3654番13地先	4.0	24.5
	歩行者専用道	遠藤字菖蒲沢境3656番1地先		
50	遠藤4号	遠藤字菖蒲沢境3648番9地先	4.0	26.6
	歩行者専用道	遠藤字菖蒲沢境3646番2地先		
51	遠藤5号	遠藤字菖蒲沢境3643番28地先	3.0	39.3
	歩行者専用道	遠藤字菖蒲沢境3645番8地先		

提案理由

鶺鴒沼884号線ほか50路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

- 3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。